

# 大阪商工会議所・大阪弁護士会 連携サービスのご案内

2024年  
3月末まで!

## ～ 大阪商工会議所会員限定！初回30分無料法律相談キャンペーン！！～

2020年2月25日に、大阪商工会議所と大阪弁護士会は、中小企業支援について連携協力に関する協定を締結しました。連携の一環として、経営に関わる6分野（事業承継、事業再生、知的財産、海外展開、ハラスメント対応、創業支援）の法律相談が初回30分無料となるキャンペーンを2024年3月31日まで実施します。各分野に精通した弁護士が、弁護士事務所でご相談を承ります。

まずはお電話（大阪弁護士会中小企業支援センター TEL：06-6364-7661 受付：月～金 9時～17時 ※2023年4月1日現在）にてご予約ください。

### ■事業承継

事業を親族や別の会社に承継させる際の手続き・留意点などについて、ご相談いただけます。

### ■事業再生

金融債務の私的整理や、取引債務を含めた法的再生手続などを検討される事業者の方が、事業再生（私的整理、民事再生、会社更生等）案件についてご相談いただけます。

### ■知的財産

特許権（発明）・実用新案権（考案）・意匠権（デザイン）・商標権（トレードマーク/サービスマーク）・著作権・営業秘密（ノウハウ）・地理的表示（原産地表示など）・回路配置利用権・育成者権（種苗法）など、知的財産が関係する案件についてご相談いただけます。

### ■海外展開

海外企業との契約書のチェックや作成、海外の法制度やリスクの相談、トラブル対応など、中小企業の海外展開に関する法律全般の相談が可能です。

### ■ハラスメント対応

ハラスメントの社内規程や内部通報窓口の設置方法、紛争になった際の対応等をご相談いただけます。

### ■創業支援

契約書、株主との関係、雇用問題、許認可の問題、元勤務先との問題など、創業にかかわるさまざまな法的問題についてご相談いただけます。

※案件によってはご相談いただけない場合もございますので、予めご了承ください。

※30分を超える相談は、15分毎に2,500円（消費税別）がかかります。また、具体的な業務を依頼する場合は、依頼内容によって料金が異なりますので、相談担当弁護士とご相談ください。

※初回30分の無料法律相談は、各分野1回ずつご利用いただけます。

**ご相談の流れ** ～弁護士事務所での面談相談です（電話相談ではありません）～

- ① **大阪弁護士会中小企業支援センター（TEL：06-6364-7661）にお電話でご予約ください。**お電話の際は、**大阪商工会議所会員であり無料キャンペーンの利用を希望している旨、大阪商工会議所会員番号、事業所名、相談者役職・氏名、事業所所在地、弁護士会及び弁護士からの折り返し連絡先（携帯電話可）、資本金額、希望相談分野、相談概要等**をお伝えください。
- ② 相談担当弁護士がご連絡いたしますので、相談担当弁護士と相談日を調整してください。
- ③ 相談日に弁護士事務所でご相談ください。その際には**必ず大阪商工会議所会員証をご提示ください。**